事業者の皆さま、労働者の皆さま、対象業務に従事していた皆さまへ

◆労働安全衛生法に基づく離職後の健康管理◆

健康管理手帳制度のご案内

粉じん作業、石綿の取扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務※に従事したことがあり、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、
指定された医療機関で、定められた項目についての
健康診断を決まった時期に年２回
（じん肺の健康管理手帳については年１回）
無料で受けることができます。

※以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています

- ベンジジン及びその塩
- ベータ-ナフチルアミン及びその塩
- 粉じん作業
- クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩
- 三酸化砒素又は砒素
- コークス又は製鉄用発生炉ガス
- ビス（クロロメチル）エーテル
- ベリリウム及びその化合物
- ベンゾトリクロリド
- 塩化ビニル
- 石綿
- ジアニシジン及びその塩
- １・２-ジクロロプロパン
- オルト-トルイジン
- ３・３'-ジクロロ-４・４'-ジアミノジフェニルメタン

申請書等はこちらから
ダウンロードいただけます

申請手続などのご相談は、最寄りの都道府県労働局（健康安全課又は健康課）にお問合せください

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

（R6.3）